

人材開発支援助成金【建設労働者認定訓練コース（賃金助成）】

支給申請チェックリスト 兼 送付票

**※書類の不備、添付書類の不足がある場合は
受理できません。早めの提出をお願い致します。**

(R7.4 新潟局)

事業所名：

事務担当者名：

○ 申請書類（原本）…厚生労働省ホームページでご確認ください（最新版を使用し両面印刷のうえ提出してください）。

1	☐ 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（賃金助成・賃金向上助成・資格等手当助成））支給申請書	建認様式第4号
2	☐ 支給要件確認申立書及び役員等一覧	共通要領様式第1号、別紙
3	☐ 支払方法・受取人住所届（初回申請または登録内容に変更がある場合のみご提出ください） ※ 提出する場合は、口座番号が確認できる資料（通帳の写し等）を添付して下さい。	帳票種別32850

○ 添付書類……全てA4サイズのコピー（写し）が必要です。

原本から転記及び別途作成したものではなく、根拠法令に基づき、実際に使用者が事業場ごとに調製し、記入しているもの、または原本を複写機を用いて複写したものです。

4	☐ 人材開発支援助成金支給申請書等 ※ 同時に申請する場合は省略可
---	---

<ご注意>

※ 上記以外にも、必要に応じ書類の提出を求める場合があります。

※ 書類を郵送等で提出される場合には、特定記録郵便等送付記録が残るものをご利用下さい。

※ 本票は必要事項を記入のうえ、資料の添付漏れがないよう確認して提出してください。

※ 提出する前には必ず提出書類一式の写しを作成し、事業所にて保管（5年間）してください。

※ 支給申請にあたっては、パンフレット等により支給要件、支給までの流れ等を確認して下さい。

また、支給申請書等の記載にあたっては、様式裏面の「提出上の注意」、「記入上の注意」等を必ずご覧下さい。

<送付先（照会先）>

〒950-0965

新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1F

新潟労働局職業対策課 助成金センター 建設担当

電話025-278-7181

<申請期限>

※ 本コースの支給の要件となる人材開発支援助成金
（人材育成支援コース）と同じ支給申請期間

※ 郵送の場合は必着です。

※ 期限を過ぎた場合は支給の対象となりません。

※ この助成金は、人材開発支援助成金 人材育成支援コースを申請し、その支給を受けていることが必要です（人材開発支援助成金 人材育成支援コースの上乗せ助成となります）。

なお、人材開発支援助成金 人材育成支援コース「支給申請書」と同時に申請することができます。